

令和2年度 第1回

高知市地域福祉計画推進協議会 資料

日時：令和2年9月28日（月）18：30～20：30

場所：総合あんしんセンター 3階 大会議室

目次

高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	P. 1
高知市地域福祉計画庁内検討委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	P. 2
高知市地域福祉計画推進協議会条例	・ ・ ・ ・ ・	P. 3
施策の体系図	・ ・ ・ ・ ・	P. 5
＜報告事項＞		
1. 「第2期高知市地域福祉活動推進計画」 中間見直しについて	・ ・ ・ ・ ・	P. 6
（1）取組状況	・ ・ ・ ・ ・	P. 7
（2）計画策定（2019年3月）以降の国の動き	・ ・ ・ ・ ・	P. 15
（3）取組内容の見直しについて	・ ・ ・ ・ ・	P. 22
（4）新たに計画に盛り込む事項	・ ・ ・ ・ ・	P. 25

【別紙資料】

1. 令和元年度 地域福祉計画推進協議会 委員意見への回答
2. 高知市社会福祉協議会の取組
3. 再犯防止推進計画について

高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿

委嘱期間:平成 31 年4月1日～令和4年3月 31 日

	所属	役職等	氏名
1	国立大学法人高知大学 教育研究部総合科学系 地域協働教育学部門	教授	玉里 恵美子
2	高知県保育士会	副会長	中村 木綿子
3	高知市西部地域高齢者支援センター旭出張所	社会福祉士	三橋 満美
4	高知市町内会連合会	会長	長尾 達雄
5	高知市秦地区社会福祉協議会	会長	葛目 顕
6	高知市民生委員児童委員協議会連合会	監事	島元 健三
7	社会福祉法人昭和会 福祉事業所えぼし	施設長	小笠原 紀江
8	社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会 特別養護老人ホームあざみの里	理事・施設長	福田 晃代
9	社会福祉法人みその児童福祉会 児童家庭支援センター高知みその	センター長	武樋 保恵
10	特定非営利活動法人いきいき百歳応援団	理事長	細川 芙美
11	特定非営利活動法人NPO高知市民会議	理事	東森 歩
12	特定非営利活動法人地域サポートの会 さわやか高知	会長	三谷 英子
13	特定非営利活動法人土佐山アカデミー	事務局長	吉富 慎作
14	初月地区防災連合会	会長	松下 潤一
15	公募委員		高橋 英美
16	公募委員		仲田 和生

高知市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿

	役 職	氏 名
1	健康福祉部長	大野 正貴
2	健康推進担当理事	豊田 誠
3	健康福祉部副部長	川村 弘
4	福祉事務所所長	池内 章
5	地域防災推進課長	松岡 宏輔
6	地域コミュニティ推進課長	中山 誠司
7	くらし・交通安全課長	前田 敦夫
8	人権同和・男女共同参画課長	佐竹 真湖
9	健康福祉部参事健康福祉総務課長事務取扱	中岡 広昭
10	介護保険課長	入木 栄一
11	保険医療課長	大原 章
12	健康増進課課長	小藤 吉彦
13	健康福祉部参事障がい福祉課長事務取扱	上田 和久
14	高齢者支援課長	石塚 栄一
15	福祉管理課長	藤村 睦人
16	子育て給付課長	藤原 美穂
17	子ども育成課長	長尾 浩二
18	母子保健課長	寺尾 倫彦
19	子ども家庭支援センター所長	坂田 弘之
20	住宅政策課長	明坂 浩
21	学校教育課教育企画監	平井 千加子
22	人権・こども支援課長	山中 浩介

●高知市地域福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 46 号)

(設置)

第 1 条 高知市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (5) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第 3 号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市地域福祉計画推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第 7 条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市地域福祉計画推進協議会（高知市地域福祉計画推進協議会設置要綱（平成24年3月13日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

< 施策の体系図 >

【基本理念】 だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

【スローガン】 地「参」地「笑」 福祉でまちづくり ～地域の宝（社会資源）を活かした「つながりのあるまちづくり」～

【基本目標】

【施策の方向性】

基本目標1

重点目標
地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化

1-1

住民主体の地域福祉活動の推進

1-2

地域の多様な主体がつながる（連携・協働）仕組みづくり

基本目標2

重点目標
「おたがいさま」「ほおちょけん」の住民意識づくり

2-1

地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進

2-2

保育や学校教育や生涯学習と連携した啓発の仕組みづくり

基本目標3

地域活動など社会とつながる多様な交流の促進

3-1

地域活動につながる多様な交流の機会づくり

3-2

多様な社会活動の仕組みづくり

基本目標4

地域や福祉の担い手づくり

4-1

多様な担い手の発掘と育成の仕組みづくり

4-2

既存の活動をつないでいく支援

基本目標5

重点目標
つながりのある相談支援体制の構築

5-1

地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

5-2

相談支援機関の連携体制の構築・強化

基本目標6

安全・安心につながる環境づくり

6-1

暮らしやすい生活環境の整備

6-2

災害時対策の充実

基本目標7

地域共生社会の実現のための体制基盤強化

7-1

市社協の役割の明確化及び機能強化

7-2

市の役割の明確化及び機能強化

<報告事項>

1. 「第2期高知市地域福祉活動推進計画」中間見直し
について

(1) 取組状況

①高知市の取組状況

..... P8～14

②高知市社会福祉協議会の取組状況

..... 別紙資料②

第2期高知市地域福祉活動推進計画 基本理念

だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

スローガン

地「参」地「笑」福祉でまちづくり ~ 地域の宝(社会資源)を活かした「つながりのあるまちづくり」 ~

【取り組み】

(1) 庁内連携体制の強化

- ▶ 庁内横断的な施策の企画や調整など、協働の中核を担う機能を持った部署を新設。
- ▶ 全庁的な取り組み体制を、必要に応じ段階的に整備。

「地域共生社会推進室」設置
(2019年4月)
「地域共生社会推進委員会」設置
(2020年3月)

(2) 「地域力の強化」と「包括的支援体制づくり」

- ▶ 住民に身近な圏域に、様々な困りごとを相談できる「ほおちよけん相談窓口」を設置し、行政と地域住民を含む多様な主体が協働して「つながり」のある支援ができる仕組みを構築する。

「ほおちよけん相談窓口」の設置
(2019年11月)

- ▶ 課題解決への支援にあたっては、フォーマルおよびインフォーマルの様々な分野の関係機関が連携することが重要であることから、地域共生社会推進室においてその調整を行い、ネットワークづくりなど包括的な支援体制の構築を図る。

(3) 社会資源情報収集・提供体制の構築

- ▶ 日常生活の問題解決にあたっては、公的サービスだけでなく、既に地域にある民間のサービスやサロンをはじめとする地域活動など社会資源情報を知り、自ら選択することが大切。
⇒ **地域力(住民力)の強化**
- ▶ 支援する側においても、地域の社会資源情報を把握し、支援する際に活用することが求められている。
- ▶ 同時にボランティア情報なども提供し、ボランティア活動や地域活動に参加しやすい環境を整える必要がある。
- ▶ 地域の様々な社会資源情報を収集し提供できる仕組みを構築し、足りない社会資源を創り出すことのできる環境を整備する。

高知くらしつながるネット
(Licoネット)の導入
(2020年1月末)



「地域力の強化」と「包括的支援体制づくり」

「地域力の強化」 地域住民が「地域を考え、課題解決を図る」



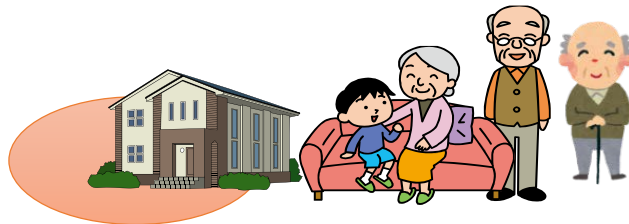
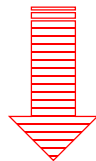
【地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備】

- ◎ 「ほおっちょけん相談窓口」であった住民同士の支え合いなどで解決できる相談を地域の社会資源につないで解決を図る。
- ◎ 地区別に「ほおっちょけん相談窓口」の相談内容を分析整理し、関係機関も交え、地域の関係者と共有する仕組みをつくる。



高齢分野：生活支援体制整備事業（地域支援事業の）協議体 との調整が必要

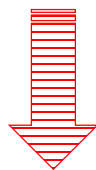
STEP I 「自分や家族が暮らしたい」という「地域を考える」



住民を中心とした話し合いの場、集いの場 など・・・



STEP II 自分の住んでいる「地域の課題」や「社会資源」を知る



学習会、勉強会 など・・・



STEP III 課題解決のために「足りない社会資源」や「仕組み」を考え創り出す



地域住民が主体となって「見守り」「生活支援」の仕組みづくり・・・



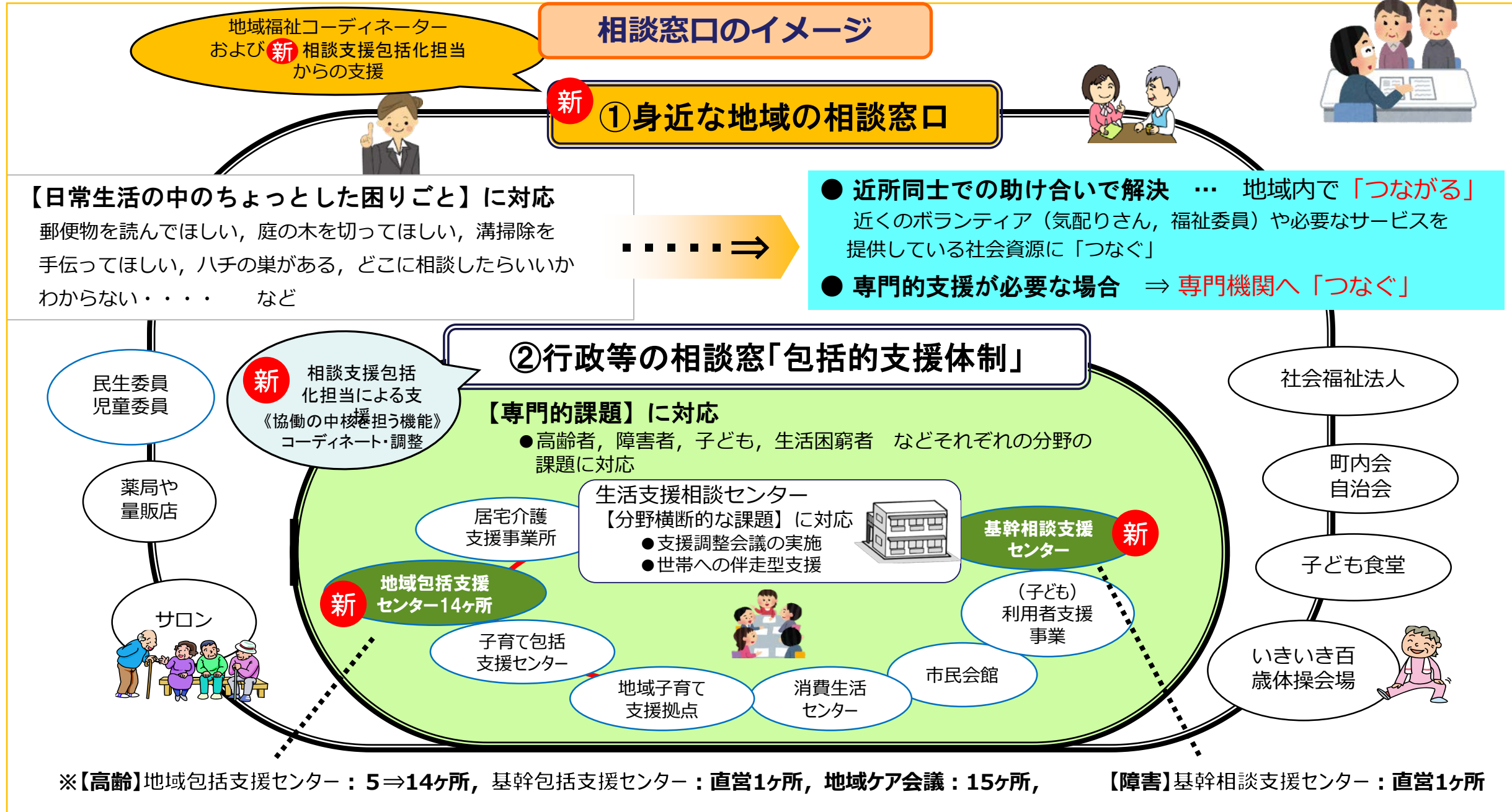
「地域力の強化」

身近な地域の相談窓口（互助のつながり）



【「住民に身近な圏域」で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備】

- ◎ ①「身近な地域の相談窓口」、②「行政の相談窓口」は、「なんでも相談窓口」機能を持ちとりあえず相談を聞く。
- ◎ 相談内容に応じ、対応機関へ「つなぐ」。⇒「つなぎシート」を使用。
- ◎ **新設）相談支援包括化担当**は、①「身近な地域の相談窓口」、②「行政の相談窓口」への支援（関係機関調整など）を行う。



- 困りごとが深刻化する前に相談しやすいよう、「日常生活のちょっとした困りごとが相談できる」と謳う「なんでも相談窓口」を身近な地域に開設。
- どの相談窓口にも相談しても、保健・福祉・その他の分野が連動した適切な支援・サービスにつながる仕組みづくりを進める。

身近な地域の相談窓口



【基本コンセプト】

- 本来なら家族や近隣同士の助け合いで解決できるような困りごとや福祉制度に該当しない課題を抱え、相談できずに暮らしている方がいる。
- そういった困りごとを気軽に相談いただき、その内容に応じてボランティアなど地域の支援や専門機関につなげるなど、地域で自立した生活を維持するために必要な支援につなげる。

《考え方》

- 現在ある地域の資源を活用する（場所・人など）⇒ **新しいものは作らない**
- 地域には、**すでに「なんでも（困りごと）相談」窓口的機能を果たす専門職、会社がある。**
- 身近な地域の相談窓口で、地域内での助け合いやインフォーマルサービスにより解決できる課題に対応
⇒ **「受け皿」（つなぎ先）の確保なしには窓口の設置はできない。**
- ※まずは、その地域の社会資源（つなぎ先）の把握・整理（社会資源情報収集・提供事業の実施）**
- 「その地域内での支援（住民同士の助け合いやインフォーマルサービス）により解決する」ことで、支援する側の住民や多様な主体は、自然に地域の課題がわかってくる！ ⇒ **地域主体の新しい互助の仕組みや、社会資源の創出へ**
- また、「相談窓口」で把握した地域課題を整理し、地域の住民・多様な主体・行政などで共有する場を設け、その解決策の検討をすることで、住民同士や社会福祉法人などの見守りや生活支援など足りない社会資源の創設につなげ、地域が自然につながる仕組みの構築を目指す。
- この相談窓口が、地域住民にとって、**「あそこに行けば、なんとかなる」と思える場に・・・！**

【設置場所の選定】

- 薬局
まちかど相談薬局・高知家健康支援薬局・なんでも相談など
- 社会福祉法人
地域貢献・高知市社会福祉法人連絡協議会の取り組み

★ すでに相談窓口活動をしている

⇒ その活動をそのまま活かし、

つなげる仕組みへ

【モデル地区の選定】

- 比較的、地域活動が活発な地区を選定（H31年度は5地区）

旭 ・ 一宮 ・ 江ノ口西 ・ 春野 ・ 三里

※ 段階的に広げ、市内40か所の設置を目指す¹³（第2期地域福祉活動推進計画指標）



支援に…

～ つなぎます！あなたの暮らしの困りごと！～

ほおっちょけん相談窓口



【経過】

平成30年6月 ～ 平成31年3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

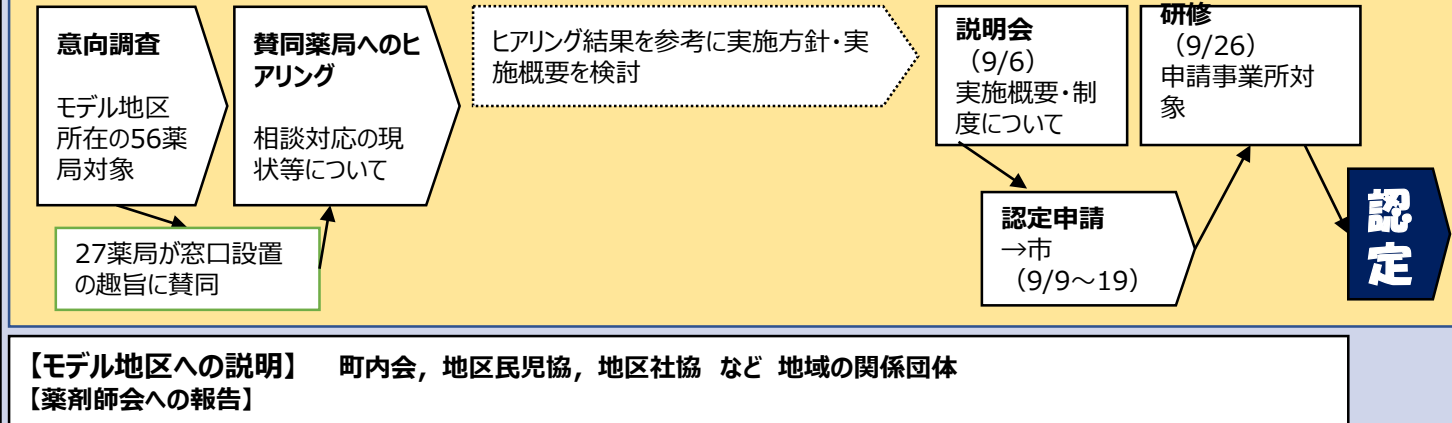
10月

令和元年
11月5日
(火)

【準備】

- 事業コンセプトの決定
- 高知市薬剤師会への事業説明
 - ・理事会にて協力依頼および協議
- 県への説明
- 庁内共有
 - ・庁内関係各課および高齢者支援センター、出張所、窓口センター、ふれあいセンター、市民会館 各センター長会などで説明
- 民児協、シルバー人材センターなど関係団体への事業説明
- モデル地区の選定
- 高知市社会福祉法人連絡協議会との協議

【開設までの流れ】



開設

- 相談対応 (随時)
- 【窓口への配布物】
- ・認定シール
 - ・ポスター
 - ・マニュアル
 - ・つなぎ先一覧

【開設箇所数：5地区28箇所（薬局：24 + 社会福祉法人：4）】

地区別数				
2020.1.31時点				
旭 (12) 薬局：11 社会福祉法人：1	一宮 (3) 薬局：1 社会福祉法人：2	春野 (2) 薬局：1 社会福祉法人：1	江ノ口西 (5) 薬局：5	三里 (6) 薬局：6

- 市民からの相談に応じて適切な支援機関に「つなげる」窓口として、趣旨に賛同いただいた27の薬局から、説明会実施ののち認定申請書を提出いただいたところを認定。
→認定薬局は市が提供する「さまざまな相談窓口（つなぎ先）一覧」などを活用し、相談に応じ支援機関につなぐ。簡単な相談記録メモを記入し市へ報告する。
- モデル地区に1箇所とは限定せず、手上げしていただいたところは全て認定。
(1地区に複数個所の設置となる)
- 認定窓口とならない場合、相談先の紹介として高知市社会福祉協議会のチラシの配布協力を行うことも選択できる。
※説明会後の認定申請の期間に、いずれかを薬局が選択。
- 社会福祉法人については、高知市社会福祉法人連絡協議会の取組みとして実施予定の相談窓口を認定。(説明会・研修会は別途実施)

【相談件数：39件】 (2019.11.5～2020.8.31)

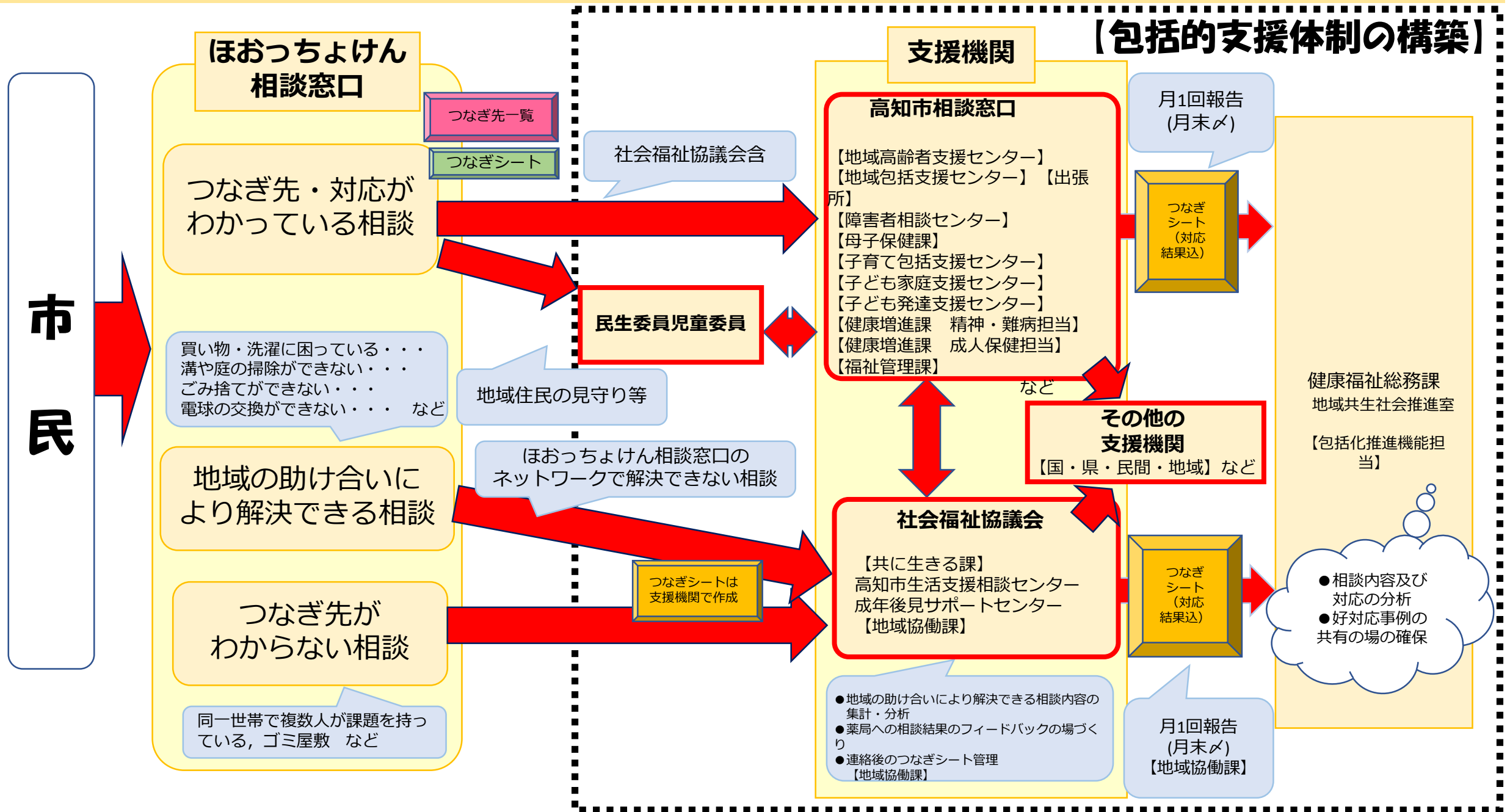
7	10	7	10	5
---	----	---	----	---

【相談内容 抜粋】

- 不燃物の当番を代理でしてくれる所はないか。⇒ シルバー人材センターへ
- 母の介護をしていた父が入院。退院後、自営業の継続が難しく生活が成り立たない。相談者は経済的援助は困難。⇒高齢者支援センターで個別対応
- 自宅のソファを香南市まで運びたい。費用や業者等について知りたい。⇒社協対応
- 自宅近くの集いの場を教えて欲しい。⇒社協対応
- 寝室の電球が切れて困っている。電気屋もわからないし、誰に相談したらいいかわからない。⇒民生委員につなぎ即日対応



「ほおっちょけん相談窓口」からの相談支援の流れ



「ほおっちょけん相談窓口」の設置から「地域内をつなぐ」仕組みづくりへ

【地域の宝（社会資源：人・活動・モノ）を生かす仕組みづくり】

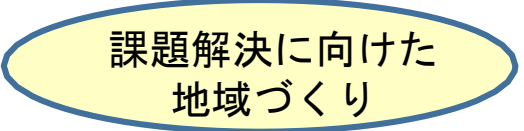
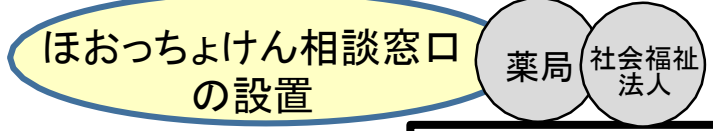
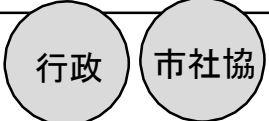
- 個別の相談内容に応じ、地域の資源（人・活動・モノ）につなぐ。
- 地区ごとに相談内容を整理・分析し、「話し合いの場」で地域の関係者と共有し、その地域に足りない資源サービスや活動などの創出につなげる。
- 「話し合いの場」については、地域で既に取り組みされている、地域住民や関係機関等が参加する話し合いの場を活用。該当する場がない場合には、地域住民等が主体となって話し合う場を創設する。

「ほおっちょけん相談窓口」の設置から「地域内をつなぐ」仕組みづくりへ

地域共生社会の実現に向けた地域力の強化

【企画・立案・バックアップ体制】

包括的支援体制の構築 || 地域の関係者との連携の仕組みづくり || 相談窓口への研修・フォロー
 住民と専門機関のネットワーク構築 || 個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みづくり



身近な地域での開設 | 相談の受けとめ
 社福法人の公益的な取り組み

【窓口開設ヶ所数】
 開設当初 : 26ヶ所(薬: 22, 社福: 4)
 R2.9.1現在: 28ヶ所(薬: 24, 社福: 4)

新たな社会資源の開発 | 既存の社会資源の把握・整理

強化

広報・周知 (民児協, 町内会(連合会), 地区社協, ボランティア)

- 地域の関係者の協力によるチラシ配布
- 小学校の協力によるチラシの配布 (一宮東小, 旭小, 旭東小, 横内小)
- 金融機関, 量販店の協力によるチラシ配布

etc...

話し合いの場 (町内会(連合会), 民児協, 住民, 多様な主体)

- 窓口に寄せられる課題について住民とともに検討する場の整備
- 日々の暮らしの中での助け合い活動を促進

etc...

資源の発掘 (民児協, 住民, 多様な主体)

- 生活支援体制の整備(人材の養成含)
- 話し合いの場における資源の発掘

etc...

《取組の成果》

【地域への働きかけ】

- 支援者となり得る, モデル地区の関係団体に事業説明。
- 相談内容の共有や課題解決に向けた話し合いをする場(ネットワーク)づくり



- モデル地区の関係団体に事業説明をする中で, 自分達が支援者になるという役割にとまどいながらも, 事業の趣旨には賛同いただき, 少しずつネットワーク づくりが進んでいる。
- 民生委員, サロンお世話役の感想より
 「自分たちで出来ることは自分たちでなければ…」
 「窓口を通じて支え合いの関係づくりができれば…」

【社会資源の見える化】

- 「ほおっちょけん情報パンフレット」作成。
- 高知くらしつながるネット(Licoネット)運用開始
- 行政の相談窓口も掲載した相談窓口チラシ作成



- サロンお世話役, 町内会長の感想より
 「地域に住んでいても知らない情報がたくさん。」
 「足りない資源を充実させることができれば」
- 「今は困っていないが, いざという時のためにチラシが欲しい」と高齢者の声あり。相談窓口の情報が「安心」につながっている。

- 社会福祉法人連絡協議会において相談窓口部会を立ち上げ, 困りごとの解決に向けて法人が担うことができる役割や窓口設置法人の増加に向けた検討を開始している。

NEW

(2) 計画策定（2019年3月）以降の国の動き

- 令和元年12月26日 「地域共生社会に向けた包括的支援と 多様な参加・協働の推進に関する検討会」
（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ 公表
..... P16~18

- 令和2年6月12日 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
..... P19

- 令和3年4月1日 改正社会福祉法施行, 「重層的支援体制整備事業」新設
..... P20~21

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ② 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③ 継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 <ul style="list-style-type: none"> ※ ②及び③の機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 <p>(例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 <ul style="list-style-type: none"> ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ② ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的实施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返して行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。

3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけでなく職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者、関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- 国はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

	断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
内容	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
スキーム	<p>〔具体的な機能〕</p> <p>①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能）</p> <p>②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能）</p> <p>③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能）</p> <p>※ ②及び③の機能を強化</p> <p>〔域内全体で備えるべき体制〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること ・ 上記の①から③までの機能を有すること ・ 相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活圏において相談支援を行う場を明示するなど）を講じること 	<p>○個別性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、既存人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。</p> <p>（※）活用方法の拡充の例・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う ・ 地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う 	<p>〔具体的な機能〕</p> <p>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援）</p> <p>②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）</p> <p>※地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」と「地域のプラットフォーム」の2つの機能を確保。</p>
圏域、人員配置等	<p>○市町村において、既存施設・機関の分布など地域の実情を踏まえ、個々の施設・機関が担う役割を含め、圏域についても検討。</p> <p>○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。</p>	<p>○市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用して、構築することができるような設計とすべき。</p>	<p>○住民に身近な圏域と住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）の重層的な視点が必要。○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。</p>
財政支援	<p>○以下の機能の確保に必要な経費について一括して交付することを検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 属性毎の相談支援の機能 ・ 多機関協働の中核の機能 ・ 継続的につながる機能 	<p>○既存の地域資源に対して活用方法の拡充を働きかけるなど、地域資源と支援対象者との間を取り持つ機能に必要な経費に対し、国として財政支援を行うことを検討すべき。</p> <p>○拡充に要する費用負担についても、既存の制度での対応が困難な場合については、参加支援の機能の一部として補助できるようにすべき。</p>	<p>○市町村内の支援体制として、場や居場所の確保支援及び地域づくりのコーディネート機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討すべきである。</p>
その他	<p>○特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えするのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行うもの。</p>	<p>○既に社会参加に向けた支援を担っている既存制度による支援と十分連携しながら行うことが必要。</p>	<p>○地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠であり、まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も広げる連携・協働を強化することが必要。</p>

※ 3つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

社会福祉法の改正（R3.4.1施行）

一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）のように、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制には以下のような課題がある。

- 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等により活動が限定される。

こうした状況を踏まえ、昨年度に開催された「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」において議論された内容が基盤となり、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できるよう、社会福祉法が改正された。

◆ 社会福祉法第百六条の三 （包括的な支援体制の構築）

地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

この「包括的な支援体制の構築」を進めるため、これまでの「**地域共生社会実現のための包括的支援体制構築事業**」を基盤とした「**重層的支援体制整備事業**」が創設された。

◆ 社会福祉法第百六条の四 （重層的支援体制整備事業）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、「**重層的支援体制整備事業**」を行うことができる。

【重層的支援体制整備事業】



I・Ⅲの事業に係る各分野（高齢・障害・子ども子育て・生活困窮）の国庫補助等が一括交付金化される。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設**する。
- 事業実施の際には、下記 I～Ⅲの事業は全て必須・・・新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を一括化する**。

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
（既存の地域資源の活用方法の拡充）

※ 既存の取組で対応できる部分は、既存の取組を活用

（狭間のニーズへの対応の具体例）
就労支援 見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

- ・世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネート

※ これまで結びつきのなかった人と人がつながり、新たな参加の場が生まれ、地域の活動が高まる。

I～Ⅲを通じ、**継続的な伴走支援を実施**

I 相談支援

現行の仕組

- 高齢分野の相談
- 障害分野の相談
- 子ども分野の相談
- 困窮分野の相談

断らない相談支援

- 属性や世代を問わない相談
- 新** 多機関協働の中核
- 新** 専門職による伴走支援

※ 各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における属性を超えた相談支援を促進。

III 地域づくりに向けた支援

現行の仕組

- 高齢分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 障害分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 子ども分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 困窮分野の居場所や参加の場を生み出す事業

地域づくりに向けた支援

- 住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保
- 交流・参加・学びの機会を生み出す
コーディネート機能

※ 各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における多様な居場所や参加の場の創出等を促進。

重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業

厚生労働省全国担当者会議資料

	事業名	社会福祉法の事業根拠	負担割合	社会福祉法の支出根拠
相談支援	介護 地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第2項第1～3号）	第106条の4第2項第1号イ	国 38.5 / 100 都道府県 19.25 / 100 市町村 19.25 / 100 一号保険料 23 / 100	第106条の8第3号 第106条の9第2号 第106条の10（※）
	障害 障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号）	第106条の4第2項第1号ロ	国 50 / 100 以内 都道府県 25 / 100 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	子ども 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号）	第106条の4第2項第1号ハ	国 1 / 3 以内 都道府県 1 / 3 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	困窮 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項）	第106条の4第2項第1号ニ	国 3 / 4	第106条の8第4号
参加支援	新規 参加支援 ※地域資源と対象者との間を取り持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応。	第106条の4第2項第2号	予算の範囲内交付 （R3年度に向けて今後予算要求）	第106条の8第5号 第106条の9第3号（今後調整）
地域づくり	介護 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち厚生労働大臣が定めるもの（※） ※ 通いの場（一般介護予防活動支援事業）を想定	第106条の4第2項第3号イ	国 25 / 100 都道府県 12.5 / 100 市町村 12.5 / 100 一号保険料 23 / 100 二号保険料 27 / 100	第106条の8第1号・第2号 第106条の9第1号 第106条の10（※） 第106条の10（※）
	介護 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項5号）	第106条の4第2項第3号ロ	国 38.5 / 100 都道府県 19.25 / 100 市町村 19.25 / 100 一号保険料 23 / 100	第106条の8第3号 第106条の9第2号 第106条の10（※）
	障害 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項9号）	第106条の4第2項第3号ハ	国 50 / 100 以内 都道府県 25 / 100 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	子ども 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）	第106条の4第2項第3号ニ	国 1 / 3 以内 都道府県 1 / 3 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	困窮 生活困窮者の共助の基盤づくり事業	第106条の4第2項第3号柱書	国 1 / 2 以内	第106条の8第5号
	新規	アウトリーチ等を通じた継続的支援 多機関協働 支援プラン作成 ※支援プラン作成は、多機関協働と一体的に実施	第106条の4第2項第4号 第106条の4第2項第5号 第106条の4第2項第6号	予算の範囲内交付 （R3年度に向けて今後予算要求）

※ 重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、上記の事業全て実施するものとする。

(3) 取組内容の見直しについて

①主な取組の報告

- 計画第4章の取組の報告

②意見交換会の実施

- 地域福祉の推進に関わる関係者等との意見交換

…………… P23～24

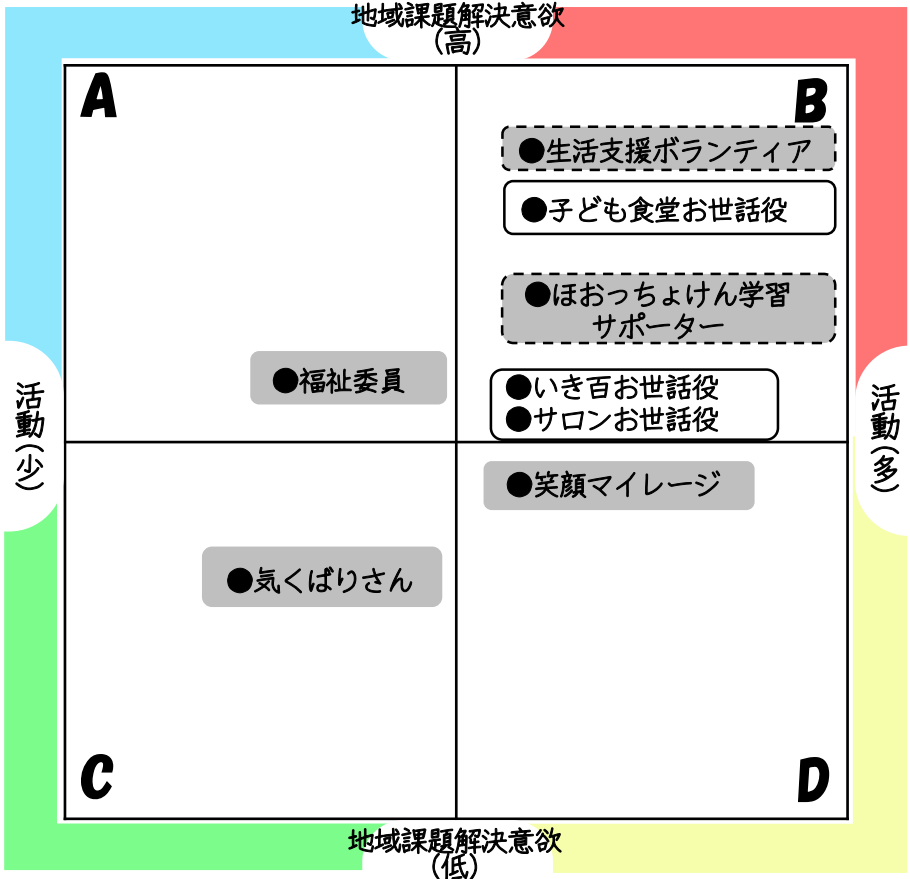
地域福祉の担い手(ボランティア)に関する役割のイメージ

各種ボランティアの解説

- 市社協VC登録ボランティア(既存)
- 市社協VC登録ボランティア(養成予定)
- 市社協VC登録ではないボランティア(活動)

現状のボランティア(活動)の類型

● 気くぱりさん	地域の活動やボランティアをしたいけれど情報や時間、キッカケがなかったという方を対象に年齢・資格等に関係なく、できるときにできる人ができることをするボランティア。自身でできる範囲のボランティア活動を行っている。 〈登録者〉 611名(R2. 3時点)
● 福祉委員	高齢者の一人暮らしを心配している方、子どもの安全を望んでいる方、近所でのコミュニティや防災を考えている方、ボランティア活動をされている方、住民の集まる場でちょっとしたお手伝いをされている方など地域福祉への思いを持った活動をされている方。年齢制限や資格要件はない。地区社協からの推薦による市社協からの委嘱。 〈登録者〉 14地区179名(R2. 3時点)
● 笑顔マイレージ	一定の要件に該当する高知市に住民票のある65歳以上の方が、介護施設等でのボランティア活動に参加することでポイントがたまり、商品券などに還元することができる制度(参加には登録が必要) 活動の種類として「ボランティア活動」と「健康づくり活動(百歳体操へ参加)」がある。 〈登録者〉 373名(R2. 3時点)
● 生活支援ボランティア	ゴミ出しや電球の交換、ちょっとした見守りや話し相手など、既存の制度や福祉サービスでは対応しきれない、生活上のちょっとした困りごとをお手伝いしてくれるボランティア 「得意なこと、できること」を活かして「できる範囲で」活動する。
● ほおっちょけん学習サポーター	ほおっちょけん学習サポーターとは、高知市内の保育園・幼稚園や小学校などで福祉学習として実施している「ほおっちょけん学習」の運営をサポートしてくれるボランティア。福祉のことについて教えてくれる「先生」という立場ではなく、同じ地域の一員として、子どもたちと共に学び、世代間における福祉についての気持ちを共有することを大切に活動する。



※ボランティアの類型に関しては、各種ボランティアの位置づけが必ずしも活動への参加割合や個人の意識等とイコールではなく、あくまでも役割のイメージとして整理している。
(例：気くぱりさんや福祉委員、笑顔マイレージ登録者の中にも「B」群で活動している人もいる 等)

意見交換会スケジュール (案)

意見交換会	令和2年度						令和3年度						実施内容	施策との関連
	7	9	10	11	1	3	4	6	10	11	1	2		
地域福祉研修 (岩手県立大学 佐藤准教授)			●										「参加型評価」の手法を用いて地域活動の実践者とともに活動の評価を行うことで、実践の見える化を図る。	1-1
気くばりさん対象 (活動意向のある登録者)			●										平成26年より「できるときに・できることを・できる人が」をモットーに登録を勧めてきた気くばりさんに対して、地域活動への参加を促進及び阻害する要因等について意見交換を行う。(参考)登録者611名	4-1
ほおっちょけん学習サポーター 養成講座受講生			●										R2年度より試行的に始める「ほおっちょけん学習サポーター養成講座」の受講生に対して、これまでの取り組みを通じた成果や課題、今後の地域展開に関する取り組み等について意見交換を行う。	2-2
生活支援V養成講座 受講生			●	→									R2年度よりモデル的に取り組む生活支援ボランティア養成講座の受講生に対して、地域での助け合いの意識や地域活動、ボランティアへの参加等に関して意見交換を行う。	1-1
ほおっちょけん ネットワーク会議				●	→								「ほおっちょけんネットワーク会議」の参加メンバーに対して、住民が地域課題について主体的に考えることができる場づくりや課題解決に向けた連携・協働等について意見交換を行う。	5-1
社会福祉法人連絡協議会 (地域公益活動推進部会)						●							社会福祉法人連絡協議会の会員法人に対して、社会福祉法人の役割(地域における居場所づくり、活動拠点づくりの支援、法人の持つ専門性や特性の有効活用等について)及び分野を超えた連携による公益的な取り組みの実施等について意見交換を行う。	1-2 3-2
27地区社協(地区社連)							●						高知市地区社連を構成する市内27地区社協を対象に、第2期計画策定から2年間の取り組みに対する評価及び計画後半の取り組み展開に向けた意見を集約する。	1-2
ボランティア団体							●						有償ボランティア団体に対して、ボランティア活動希望者の受け入れや新たな担い手の発掘等について意見交換を行う。	4-2
マイレージボランティア								●					平成26年4月に始まったマイレージ登録者(ボランティア活動)に対して、ボランティア活動を通じた高齢者の社会参加、健康維持や介護予防について意見交換を行う。(参考)登録者:373名(R2.3現在)稼働率:47.2%	4-1
福祉委員								●					平成26年より委嘱が始まった福祉委員に対して、住民同士の支え合いや見守り活動等について意見交換を行う。(参考)登録者:14地区179名	4-1
地域福祉計画推進協議会		●					●		●	●		●		

(4) 新たに計画に盛り込む事項

①「重層的支援体制整備事業」に係る取組

②再犯防止に関すること

- ・第二期計画策定時，国が示した盛り込むべき16項目の一つ。…………… P26
- ・新たに項目を設けて盛り込み，その部分を「高知市再犯防止推進計画」として位置付ける。

※再犯防止推進計画について…………… 別紙資料③

1 市町村地域福祉計画

(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)
- ⑥その他

(2)計画策定の体制と過程(主な項目)

- ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

<計画策定の体制と過程に関する追加内容等>

- ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること
- ・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に策定する等)

2 都道府県地域福祉支援計画

(1)都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ **保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方**
- ソ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- シ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

- ②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- ⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2)支援計画の基本姿勢

(3)支援計画策定の体制と過程

- ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

- ・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用
- ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WGを設置) など

